

杵築ブランド販売促進等 支援事業補助金

のご案内



杵築ブランド認定品の改良に係る経費や展示会等の出展に係る経費及びE Cサイトのプロモーションなどに関する経費の一部を助成します。

・・・ 杵築ブランド販売促進等支援事業補助金の概要 ・・・

補助対象者

次の要件をすべて満たす方が補助の対象となります。

- (1) 杵築ブランド認定事業者（杵築ブランドの認定を受けた商品の認定申請をおこなった事業者又は個人）
- (2) 本市の市税を滞納していないこと
- (3) 当該年度において本事業の交付を受けていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等でないこと

補助対象経費

補助対象経費は、杵築ブランド認定品に関するものとします。

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額等
① 杵築ブランド認定品改良費	パンフレット・チラシ・ラベルデザイン料、サンプル作製費、技術指導等に係るコンサルタント料等	杵築ブランド認定品改良費並びに展示会等出展費の補助対象経費の総額 補助率：1/2 補助上限額：10万円 （1,000円未満の端数がある場合は切り捨て）
② 展示会等出展費	会場借上料（展示会等への出展に係るブース代、展示会等の設備に係るレンタル料を含む。）、旅費、展示会等の装飾に係る製作費（デザイン料を含む。）等	
③ ECサイトバナー等製作費	商品撮影料、画像のレタッチ費、現像費、スタイリング・フードコーディネーター料、バナー製作費（デザイン料を含む。）等	補助率：1/2 補助上限額：15万円 （1,000円未満の端数がある場合は切り捨て）

※消費税及び地方消費税は補助対象外。
※国、県その他の機関から補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする補助等を受けている場合は補助対象外。

補助対象期間

交付決定の日から補助事業の完了日又は補助事業年度の3月末日のいずれか早い日までとします。

※補助対象期間中に支払いが完了したものが、補助対象経費となります。
※交付決定の日以前に契約・発注した経費は補助対象となりませんのでご注意ください。

交付の申請について

補助金の交付を希望される場合は、以下の書類及び希望する経費に応じて下記表に掲げる書類を添えて 杵築市商工観光課 までご提出ください。

- (1) 杵築ブランド販売促進等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 杵築ブランド販売促進等支援事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (3) 同意書兼誓約書（様式第3号）
- (4) 市税等の滞納のない証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

補助対象経費	提出書類
杵築ブランド認定品改良費	①本事業で改良する商品の直近の売上がわかる資料 ②原則2社以上の見積書の写し
展示会等出展費	①展示会等の概要が分かる資料 ②展示会等への出店申込書の写し ③対象経費の明細及びその額を証する書類
E C サイトバナー等製作費	①原則2社以上の見積書の写し

その他注意事項

補助金の予算には限りがあります。予算がなくなり次第受付を終了させていただきますので、補助金の活用をお考えの際はお早めにご相談ください。

詳しくは、杵築市公式ウェブサイトからご確認ください！

本補助金に関する交付要綱や補助金の交付の申請に係る書類等を、杵築市公式ウェブサイトへ掲載しておりますので、下記URL又はQRコードからご確認ください。

【URL】 <https://www.city.kitsuki.lg.jp/>

【QRコード】

杵築ブランド販売促進等支援事業補助金

検 索



お問い合わせ先



商工観光課
ブランド・ふるさと納税係
T E L : 0978-62-1808
F A X : 0978-63-3833
E-mail : furusato-nouzei@city.kitsuki.lg.jp